

公益社団法人 長野県林業公社

## 第2次 経営改善集中実施プラン

計画期間 平成25年度～平成29年度

平成25年 4月

## < 目 次 >

(ページ)

はじめに	：第2次経営改善集中実施プラン策定にあたって	2
1	会社の概要について	3
	(1) 会社設立の目的	
	(2) 分収林事業の概要	
	(3) 会社の変遷	
	(4) 会社の果たしてきた役割等	4
	(5) 分収林の現況	5
	(6) 財務の状況	6
2	第1次経営改善集中実施プランの取組状況と課題について	7
	(1) 収入間伐の推進	
	(2) 分収率見直しの推進	8
	(3) 森林の評価と木材生産不適地対策の推進	
	(4) 長伐期化の推進	9
	(5) その他の取組	
3	第2次経営改善集中実施プランの推進について	10
	(1) 利用間伐の推進	
	(2) 分収率見直しの推進	11
	(3) 森林の評価と野生鳥獣被害地など木材生産不適地対策の推進	
	(4) 長伐期化の推進	12
	(5) 事業の効率化に向けた新たな取組みの検討	13
4	保育等の事業計画について	15
5	計画期間と進捗管理について	
6	林業会社の体制整備について	
7	経営改善集中実施プランの効果について	16
8	長期収支見通しについて	17
	(1) 長期収支見通し	
	(2) 木材価格の変動を仮定した場合の最終年度の借入残高の増減	18

## はじめに

### ～第2次経営改善集中実施プラン策定にあたって～

社団法人長野県林業公社（以下「公社」という。）は平成20年5月に、公社自らが累積債務軽減のための効率的かつ集中的な経営改善に取り組んでいくため「経営改善集中実施プラン：以下第1次経営改善集中実施プランという。」を策定し、平成24年度までの5年間、収入間伐の推進、分収率の見直しの推進など経営改善に向けた様々な取り組みを実施しました。この間、関係者の皆様のご理解とご協力により一定の成果を得ることができました。

平成25年2月に県より、長野県出資等外郭団体「改革基本方針」（改訂版）の改訂についての公表がなされ、当公社については「団体のあり方の検討（引き続き経営改善の推進）」という方針が示されました。

第1次経営改善集中実施プランでは5年ごとに計画を見直すこととしており、見直しに当たっては、県の新たな改革基本方針に沿いながら、またこれまでの取組の課題を明確にした上で、引き続き経営改善の取組を推進していく「第2次経営改善集中実施プラン」を策定しました。

林業の収益に大きな影響がある木材の価格は長期的に低迷していることから、当公社の経営環境は依然厳しい状況が続いています。

このような中、第2次経営改善集中実施プランのとおり、市町村、県などの社員の皆様、契約者である土地所有者の皆様及び地元の皆様のご理解とご協力を得ながら、収入の確保と支出の削減に努め、経営改善に着実にかつ積極的に取り組んでまいります。

そして、森林が持つ木材生産機能をはじめとする様々な公益的機能が十分発揮できるよう、地域の森林づくりに貢献してまいります。

# 1. 会社の概要について

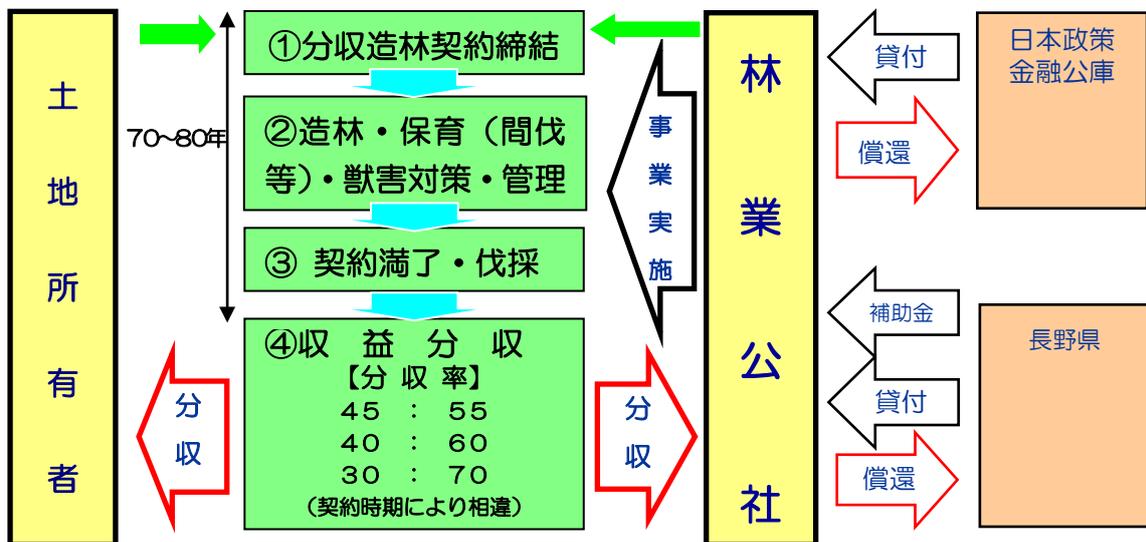
## (1) 会社設立の目的

長野県内における、造林、育林等による森林及び林業に関する事業を行うことにより、森林資源の造成、国土の保全、水源のかん養等、森林のもつ公益的機能の維持増進を図り、もって農山村地域の活性化と経済の振興に寄与します。

## (2) 分収林事業の概要

林地の土地所有者と会社が契約を結び、会社は造林者（費用負担者）となり、植栽（造林契約）、間伐等の保育及び伐採を行います。契約した森林は分収率に応じた持ち分を共有します。

### ■ 分収林の仕組み



会社分の分収金を日本政策金融公庫及び県からの借入金償還に充てます。

- 分収林の契約には、分収造林（会社が土地所有者の土地に植栽し管理する）と分収育林（土地所有者が植栽した森林を会社が途中から代わって管理する）があります。

## (3) 会社の変遷

昭和 41 年	長野県造林公社が設立され、分収林造林事業を開始しました。
昭和 47 年	特定森林地域開発林道維持管理事業として林道の維持管理を開始、林道事業に着手しました。
昭和 57 年	長野県林業公社に社名変更しました。
昭和 59 年	分収林特別措置法に基づく森林整備法人の認定を受け、分収育林事業を開始しました。
平成 14 年	林道事業を廃止、受託部門を縮小して森林整備法人に特化することとなりました。
平成 17 年	公社経営改善計画を策定しました。
平成 20 年	第1次経営改善集中実施プランを策定しました。
平成 25 年	公益社団法人長野県林業公社に移行します。

#### (4) 会社の果たしてきた役割等

昭和30年代からの高度経済成長期において、木材の需要が大幅に増加することが見込まれるなかで、全国で森林造成を進めるべく拡大造林政策が国により推進されました。

林業公社は、この拡大造林政策に沿って全国的に設立が進められたものであり、長野県では昭和41年に設立されました。

以降、森林所有者による自主的整備が進まない森林整備の担い手として、地理的条件が悪い山間地において計画的に造林を進め、県下森林資源の充実と地域の雇用や経済の振興に一定の役割を果たすとともに、県土の保全や豊かな水資源の供給源、地球温暖化防止等、その公益的機能は、日本学術会議が算出した森林の評価額の手法に準じて試算すると、524億円にもなります。

##### ● 森林資源の充実と山村振興への寄与

- ▶ 森林造成が進みにくい山地を持つ所有者に代わって契約面積約1万8千haの森林を造成しました。
- ▶ 公社有林の面積は、県下民有林の約3%ですが、昭和41年以降に造林された人工林（民有林）の11%に相当します。（別表1参照）
- ▶ 就労機会の少ない山村地域において、植林・保育作業等の森林整備事業を通じて就労の場を提供、これまで約267万人・日の雇用を生み出してきました。（別表2参照）



1986年契約時：植栽された状況から・・・・・・・・



下伊那郡根羽村内団地



2001年時：スギ・ヒノキ・アカマツが植栽され、公益的機能の発揮できる状態へ

■ 森林の公益的機能の評価額 (単位：億円)

機能	公社評価額	(参考) 長野県評価額
二酸化炭素吸収機能	11	642
化石燃料代替機能	1	63
水資源貯留機能	68	3,960
洪水緩和機能	33	1,963
水質浄化機能	105	6,147
表面侵食防止機能	215	12,614
表層崩壊防止機能	61	3,546
保健・レクリエーション機能	30	1,746
計	524	30,681

注1：公社評価額は長野県評価額（長野県面積 1,056,215ha）をもとに、公社面積 17,805ha として算出した。

注2：長野県評価額は日本学術会議が算出した森林の評価額の手法（平成13年）により算出したもの。（平成21年度長野県森林・林業白書）

(5) 分収林の現況

■ 所有区分別契約面積

契約面積は、造林契約と育林契約を併せて 17,805 ヘクタールです。

平成23年度末現在

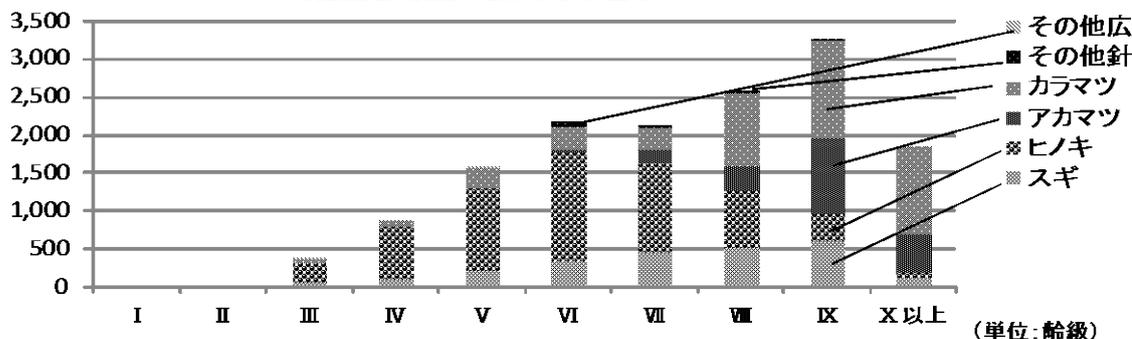
土地所有	造林契約		育林契約		計	
	契約件数	面積(ha)	契約件数	面積(ha)	契約件数	面積(ha)
市町村有	146	4,498	33	670	179	5,168
財産区有	49	1,538	13	470	62	2,008
共有	244	3,661	21	214	265	3,875
個人有	458	2,855	42	193	500	3,048
団体有	104	2,443	28	433	132	2,876
その他	49	778	6	52	55	830
計	1,050	15,773	143	2,032	1,193	17,805

※ 団体有：生産森林組合・林野農協・会社・社寺

(単位：ha)

■ 樹種別年齢別の施業対象面積

平成23年度末現在



注1 年齢級とは林齢を5年ごとに区分したもの。例：I年齢級は1～5年生の林齢

注2 施業対象面積とは、原則として植栽、除伐、間伐等の森林整備を実施している面積

※ 保育が必要な45年以下（IX年齢級以下）の森林が88%を占めている。

## ■ 分収率の経過

分収率とは、土地所有者と造林者（公社）の2者による造林契約の場合、伐採による収益を分収する割合のことであり、これまでも木材価格の低迷に起因する見直しを行ってきました。

分収 造林	契約時期の区分	S41.7~S62.5	S62.6~H10.6	H10.7~H14.3
	公社		55%	60%
土地所有者		45%	40%	30%

分収 造林	契約時の林齢	11~15	16~20	21以上
	公社		30%	25%
土地所有者		70%	75%	80%

✿ 分収率は、当初に契約した時期や林齢により異なる。

## (6) 財務の状況

公社は自己資金がないことから、造林事業に必要な資金について、補助金以外は日本政策金融公庫（以下、「公庫」という。）及び県からの借入金によって賅っています。

このため、木材収入の得られない現段階においては、多額の債務を抱えざるを得ない状況です。

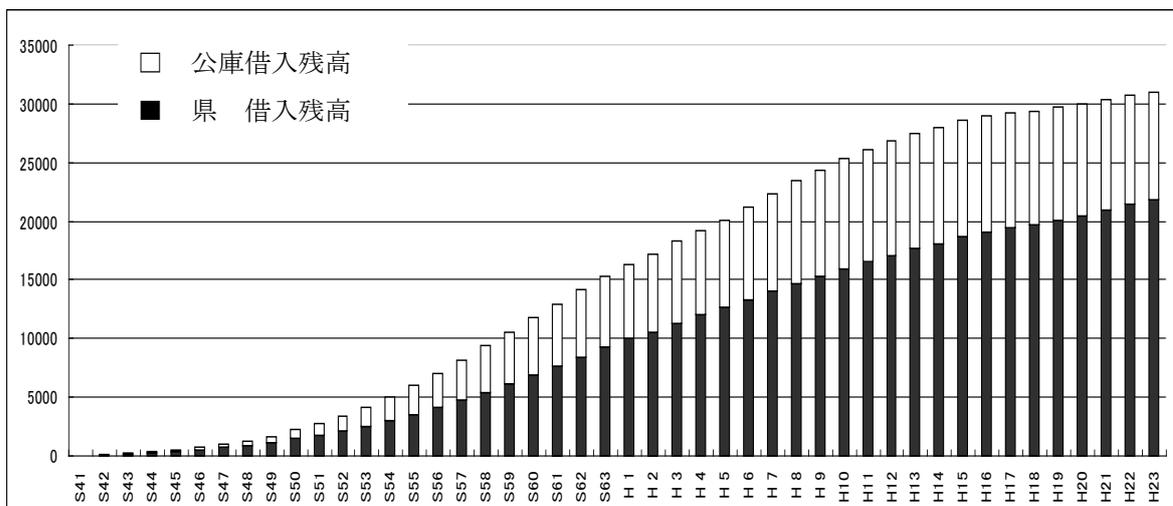
## ■ 借入金の残高（平成23年度末）

（単位：億円）

公庫資金	県（元金）	県（利息）	計
91	160	59	310

## 借入金残高の推移

（単位：百万円）



## 2 第1次 経営改善集中実施プランの取組状況と課題について

公社は、関係者の皆様のご理解とご協力により、これまでも公庫及び県の支援措置等により経営改善に努めてきました。

平成20年5月に策定した第1次経営改善集中実施プランによって、次の様な取組を進めました。

- ▶ 収入間伐の推進
- ▶ 分収率見直しの推進
- ▶ 森林の評価と木材生産不適地対策の推進
- ▶ 長伐期化の推進
- ▶ その他の取組み

### (1) 収入間伐の推進

作業道開設など有利な補助制度を活用するとともに、市況の動向を踏まえた発注を行うことで、平成20年度から24年度までの5年間に、収入間伐226ヘクタールを実施、約3200万円の売上げとなりました。

✿ 収入間伐の実施状況 (単位：箇所、ha、千円)

区分	H20	H21	H22	H23	H24	計	達成率 %
計画	50	50	50	65	80	295	76.6
実績	32	0	18	65	111	226	

✿ 参考：間伐等のための作業道開設実績 (林業再生総合対策事業)

開設年度	路線数	開設延長 (m)	事業費 (千円)
H21～24	11	9,832	157,757



長野市鬼無里地区



伊那市高遠地区



飯田市南信濃地区

#### ● 課題

- ▶ 林道等から離れた団地が多く伐採・搬出に多大な経費が必要
- ▶ 収入間伐について、収益性の高い林分の選定が困難
- ▶ 団地のロットが小さいため収益性の高い施業が困難
- ▶ 木材価格の長期低迷

## (2) 分収率見直しの推進

市町村等との造林契約における分収率について以下のような率の見直しを行いました。

平成20～23年度は市町村を集中的に、平成23から財産区、平成24年度から生産森林組合等へと変更の対象を広げ、112団地について変更契約を締結しました。

分収率の見直し	土地所有者：45/100	・40/100	→変更	30/100
	公 社：55/100	・60/100	→変更	70/100

### 分収率の見直しに係る変更契約件数の状況

年度：計画	H20	H21	H22	H23	H24
団地数	33市町村			市町村以外の団地	
年度：実績	H20～H24				達成率：%
市町村	21市町村		94団地		63.6
その他団体	15者	18団地			
計	36者	112団地			



分収率見直し説明会の様子

#### 課題

- ▶ 見直しの進捗を高めるため、全ての契約を踏まえた全体計画の構築が必要
- ▶ 当初契約から年数が経過していることから、所有者の権利関係が不明確であったり相続関係が複雑化しており、所有権の確認などに多大な労力と時間が必要

## (3) 森林の評価と木材生産不適地対策の推進

獣害地及び病虫害地等を優先して森林の評価（現地調査等）を行いました。

獣害地及び病虫害地について契約者と協議を行い、平成20年度から22年度にかけて12団地の契約解除を実施しました。

### 森林の評価（現地調査等）の計画と実施状況

（単位：団地）

区分	H20	H21	H22	H23	H24	計	達成率：%
計画	30	40	50	60	72	252	121.0
実績	30	51	74	96	54	305	



剥皮被害の状況



被害防除対策の状況

- ▶ 野生獣被害等拡大に対し、人的・予算的な対応が必要
- ▶ 野生獣被害等対策について広域的な体制が必要
- ▶ 甚大被害地域における契約解除に伴う借入金の償還財源の確保が必要
- ▶ 費用対効果を考慮した施業方法の検討及び継続的な対策が必要

#### (4) 長伐期化の推進

契約期間の延長に係る変更契約を 207 団地実施しました。

木材価格の長期低迷により、標準的な伐期では収益が見込めない状況にあり、また、主伐時期の平準化への対応等が必要なことから、長伐期にかかる契約変更に取り組みました。

##### ■ 長伐期化に伴う変更契約の計画と実績

単位：団地

区分	H20	H21	H22	H23	H24	計	達成率：%
計画	53	46	50	50	50	249	83.1
実績	36	57	38	44	32	207	

##### ● 課題

- ▶ 当初契約から年数が経過していることから、所有者の権利関係が不明確であったり相続関係が複雑化しており、所有権の確認などに多大な労力と時間が必要

#### (5) その他の取組み

- 新たな業務委託の検討
  - ▶ 分収林施業転換促進事業を実施し、長伐期化を促進しました。
- 情報の公開
  - ▶ 広報紙「公社だより」を発行して、土地所有者等への情報提供を実施しました。
  - ▶ ホームページを活用して、業務概要、入札状況等を掲載しました。
- 関係機関への支援依頼
  - ▶ 県内の林業関係団体とともに、関係事業の充実等の要望活動を実施しました。
  - ▶ 全国の林業公社等で構成する全国森林整備協会の活動を通じて、公社への支援措置の拡充などについて国等へ働きかけを行いました。

### 3 第2次 経営改善集中実施プランの推進について

これまでの経営改善に資する取組みを総括し、第1次経営改善集中実施プランの課題に積極的に対応し、債務の拡大防止に資するため、公社は県と連携し、また、社員である市町村、契約者である土地所有者、国等の関係者の皆様のご理解とご協力を得ながら、以下項目の経営改善について計画的かつ積極的に取り組めます。

- ▶ 利用間伐の推進
- ▶ 分収率の見直しの推進
- ▶ 森林の被害調査の推進
- ▶ 長伐期化の推進
- ▶ 事業の効率化等に向けた新たな取組みの検討

#### (1) 利用間伐の推進

利用間伐を推進し、林木の成長促進・間伐材の有効活用・収入の確保に努めます。

特に、県内で平成27年度から本格稼働する集中型製材施設と木質バイオマス発電施設等への木材供給に向け利用間伐を推進します。

##### ● 効果

- ▶ プラン期間中に2万5千m<sup>3</sup>の木材生産を実施します。

##### ■ 間伐の計画

(単位：ha)

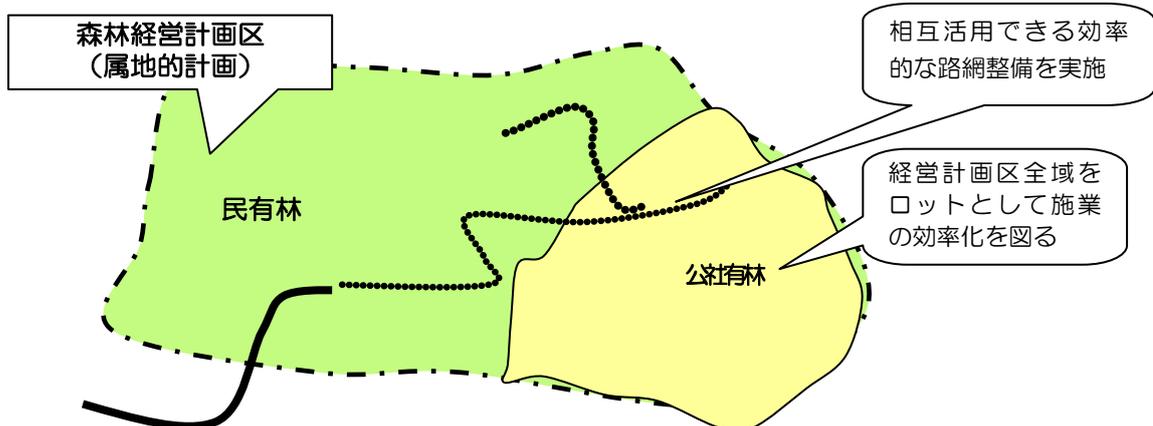
年度	H25	H26	H27	H28	H29	計
面積	70	80	130	200	220	700

##### ■ 作業道等の開設計画

開設予定年度	開設延長 (m)
H25~29	20,000

##### ➡ 第1次経営改善集中実施プラン課題への対応

- ▶ 課題となっている路網整備について、県・市町村・地元関係者等と森林経営計画(属地的計画)レベルからの連携による効率的な作業道等の開設を実施し、出来る限り早期に収益性の高い搬出間伐と、収入の確保を目指します。



## (2) 分収率見直しの推進

県下全ての分収率を公社70：土地所有者30に統一します。

造林契約における分収率について、県下全ての契約（平成10年度以前契約の55:45又は60:40が対象）を公社：土地所有者70：30に統一するため、県と連携して交渉に当たるなど、積極的かつ計画的に分収率の見直しを行います。

### ● 効果

- ▶ 分収率を見直し、公社の分収割合を増やすことで経営改善を図ります。

### ■ 第2次経営改善集中実施プラン分収率見直し計画

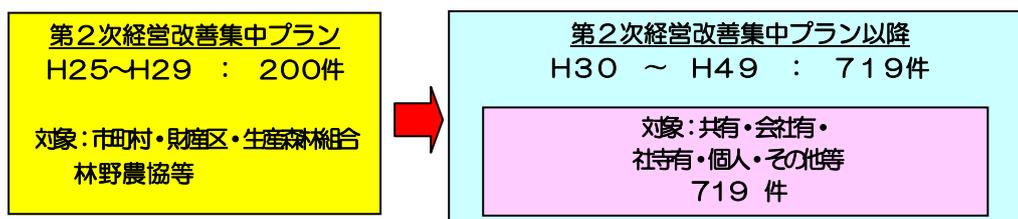
(H25.3月末時点 要変更対象全件数919件)

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30～H49全件数
契約 件数	200件					719件

### ➡ 第1次経営改善集中実施プラン課題への対応

- ▶ 分収率見直しの全体計画：平成49年度までに分収率の見直しを完了します。

公社造林契約地の伐採開始前の平成49年度に全ての変更契約完了期限を設定、土地所有者などの理解を得ながら集中的・効率的な見直しを実施します。



## (3) 森林の評価と野生鳥獣被害地など木材生産不適地対策の推進

被害が拡大しつつある病虫獣害地等を優先して経営上の観点から評価（別表4）します。

### ● 効果

- ▶ 路網の整備や評価区分に応じた施業体系（別表5）を標準的な方針として効率的な施業を行います。
- ▶ 被害が甚だしい激害地等について解約を含め施業方法を検討します。

### ■ 森林の被害等評価計画 (H25.3月末時点 要評価対象全団地数672件)

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	計
団地数	135	135	135	134	133	672

### ➡ 第1次経営改善集中実施プラン課題への対応

- ▶ 野生獣や病害虫の森林被害等対策に資する補助事業を積極的に取り入れ、防除対策等の強化に努めます。
- ▶ 県・市町村などと連携し、広域的な森林被害対策を展開します。
- ▶ 木材生産不適地に区分される森林については、土地所有者と協議を進め、契約解除、除地化等の対応により、経営面積の縮減（合理化）を図ります。
- ▶ 特に、野生獣や病害虫による甚大な森林被害地の契約解除に伴ない発生する借入金の償還への支援策等について、県と連携して国等への積極的な要望を行います。

#### (4) 長伐期化の推進

良質な木材生産等に資するための長伐期化に向けて、第2次経営改善集中実施プラン期間中に残る契約全ての期間延長を目指します。

※ 長伐期化とは、標準伐期齢の2倍程度である80年に延長することです。

#### ● 効果

- ▶ 長伐期に期間延長することで41万4千m<sup>3</sup>の材積量の増加が期待されます。

#### ■ 長伐期化変更契約の計画 (H25.3月末時点 要変更全団地数121件)

年度	H25	H26	H27	H28	H29
契約件数	121				

#### ➡ 第1次経営改善集中実施プラン課題への対応

- ▶ 契約満期までの期間が比較的短い団地について、重点的に契約変更の取組みを展開します。

なお、取組みにあたっては、分収契約が長期となり、権利関係の世代を超えた適切な継続が大切であることから、土地所有者の皆様へのご理解を得ながら進めます。

(5) 事業の効率化に向けた新たな取組みの検討

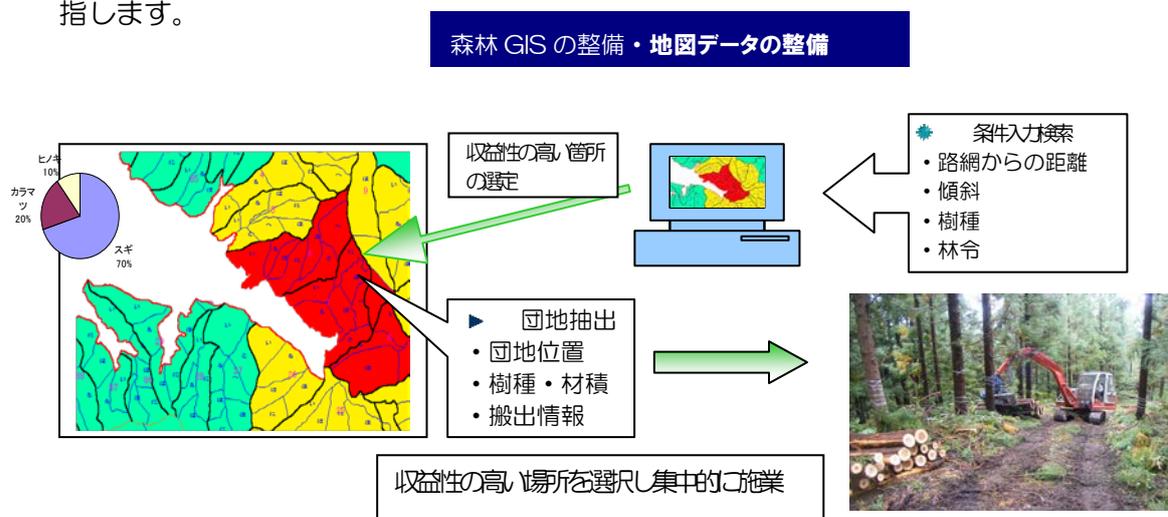
第1次経営改善集中実施プランの課題に積極的に対応し、経営改善に資する新たな方を積極的に検討し可能なものから実施します。

■ 利用間伐の推進

◆ 収益性の高い施業を実施するためのGIS（地理情報システム）構築の検討

県と連携し、森林GISのダウンサイジングによる、公社契約地の森林情報や路網情報を多角的に活用できるシステムを検討します。

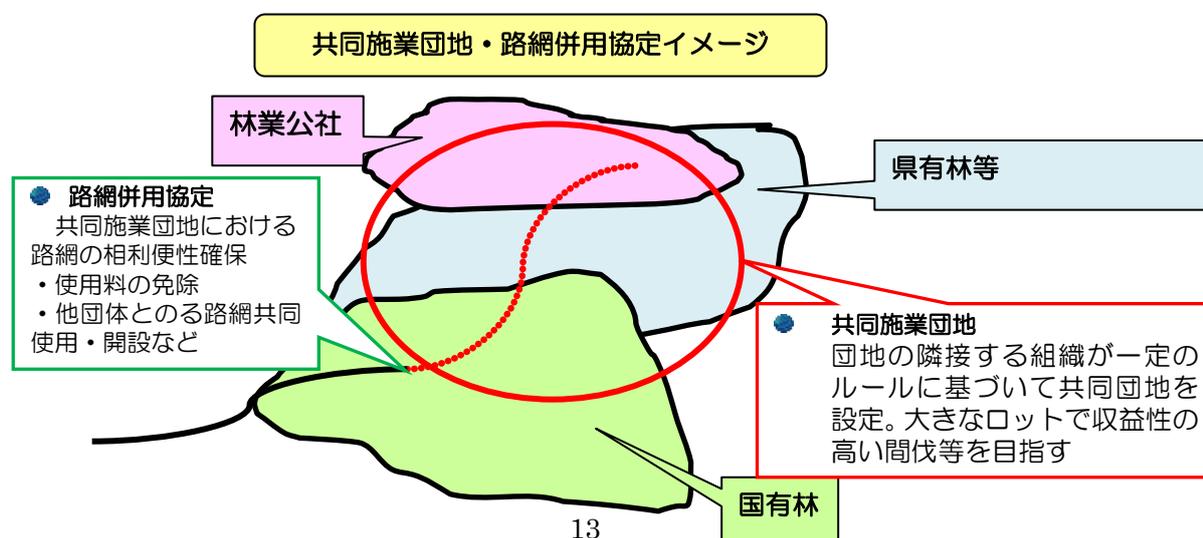
収益性の高い施業地の選択と集中的な施業実施計画、契約事務の業務効率化などを目指します。



◆ 施業ロットの拡大：林道・作業道の併用使用・開設による収益性：効率性の向上を目的とした他団体とのWin-Winな組織連携手法の検討

公社契約団地に隣接する他団体施業地との共同施業団地の設定により、ロット拡大・路網共同使用による収益性の向上を目指します。

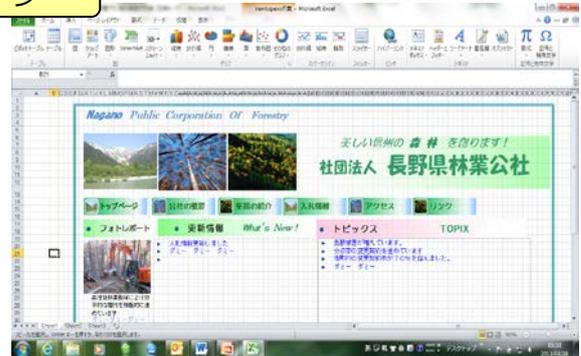
既設林道・作業道の併用使用、及び新規開設における相利便性を確保した路網併用協定による森林施業の効率性向上と収益性の向上を目指します。



## ■ 分収率見直しの推進

- ➡ 土地所有者との分収率見直しを促進させるための広報・普及ツール開発の検討  
膨大な契約者との分収率の見直し推進するために効果的で訴求効果の高い広報資料、ホームページを検討します。

### 検討のイメージ



現在のホームページを・・・

ビジュアルで訴求効果の高いものへ

## ■ 森林の野生獣被害等対策の推進

- ➡ 野生獣被害等対策調査への外部研究資金の検討
  - ▶ 野生獣被害等対策に資する調査に必要な人件費などに対応できる環境省など研究資金を導入を検討します。
- ➡ 広域的な野生獣被害等対策の検討
  - ▶ 行政等との連携による効果的な被害防除体制を構築します。
- ➡ 野生獣等による甚大な被害地についての契約解除、除地化の検討
  - ▶ 契約解除に伴う借入金の償還により将来発生する利息等を大幅に軽減させることを目指します。

## ■ 新たな視点での経営の推進

- ➡ 企業との連携による森林整備：「森林の里親」制度や、環境省のオフセット・クレジット（J-V E R）制度など、これまでにない新たな視点での外部資金の導入について検討します。

## 4 保育等の事業計画について

- **現場主義によるきめ細やかな森林施業を実施します。**

保育等の事業計画については別表6のとおりとし、森林の状況を現場で把握することに努め、適期の施業による森林整備を推進します。

保育等の事業については、補助制度等を活用しながら低コストでの実施に努めます。

## 5 計画期間と進捗管理について

(1) 計画期間 : 平成25年度から29年度までの5カ年

(2) 進捗管理の実施等

計画を着実に実行して経営改善を進めていくため、公社自ら、毎年度、計画に対する取組みの進捗管理を行います。

また、必要がある場合は、計画の見直しを行います。

## 6 公社の体制整備について

- **効率的な組織体制等により公社業務及び経営改善の取組みを推進していきます。**

豊富な経験と専門的な知識を持つ多くのプロパー職員が本計画期間内に定年に達する状況に対応して、新規職員の採用を含めた職員体制について検討していく必要があります。

また、当公社の運營業務や、専門的な技術及び経験等を必要とする分収林の業務等について、県の派遣職員による支援を引続き要請していく必要があります。

## 7 経営改善集中実施プランの効果について

- 累積債務の軽減に資するための経営改善集中実施プランの効果については、第1次経営改善集中実施プラン策定時（H20）の長期収支見通しを基準として、プランを実施した場合と未実施の場合の差を効果として試算しました。

### ▶ 累積債務軽減効果

- ▶ 第1次経営改善集中実施プラン実績効果 14.3%（525百万円）
- ▶ 第2次経営改善集中実施プラン実施効果 累計 33.4%（1,226百万円）

\* 軽減額の試算については木材価格の変動に大きく影響されます。

### ▶ 累積債務軽減因子

- ▶ 長伐期化に伴う木材生産量・価値の向上効果
- ▶ 長伐期化に伴う補助金収入の増加効果
- ▶ 分収率見直しに伴う経営改善効果

### 【算出の方法】

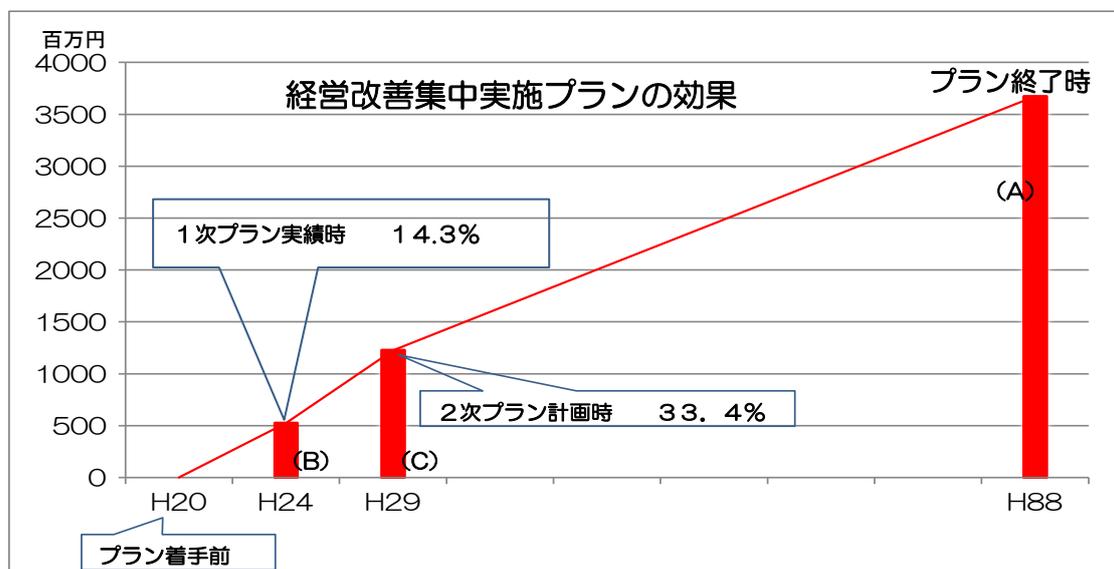
- 1 第1次集中実施プラン策定時(H20)における長期収支予測手法による。
- 2 第1次プランの長期収支予測による経営改善終了後の債務残額①と第1次プラン着手前の債務残額②との差①-②を現時点での総削減額(A)とする。
- 3 債務残額と第1次プラン終了時債務残額③及び第2次プラン終了時債務残額④との差③-②及び④-②を効果額B及びCとする。
- 4 比較のため、木材価格は第1次プラン策定時のものとする。

単位 百万円・%

	総削減額 (A)	第1次プラン効果額 (B)	第2次プラン累計効果額 (C)
試算額	3,672	525	1,226
削減進度率	—	14.3	33.4

\* 1 B/A(%)を第1次プランの削減効果とする

\* 2 C/A(%)を第2次プラン終了時の1次プラン累計削減効果とする



## 8 長期収支見通しについて

### (1) 長期収支見通し

長期収支見通しは、木材価格（別表3参照）に直接影響され大きく変動します。

このため毎年予測を行い、将来の財政負担を見据えながら経営改善の努力をしていく必要があります。平成23年度時点のデータを用いた長期収支見通しによると、平成88年度（最終）に、約107億円の累積債務が残ります。

#### ■ 長期収支見通し（期間：昭和41年度から平成88年度までの110年間）

（単位：百万円）

区 分		金 額	摘 要
収 入	木 材 販 売	58,134	主伐・搬出間伐の木材売上げ
	事 業 補 助 金	21,856	森林造成事業の補助金
	県 借 入 金	36,255	県からの借入金
	県・公庫償還残額	31,002	H23年度末現在の額
	公 庫 借 入 金	14,435	今後の日本政策金融公庫
	そ の 他 補 助 金 等	7,470	事業補助金以外の補助金等
	計	169,152	
支 出	事 業 費	63,392	保育・林産事業の事業費
	管 理 費	8,326	人件費、運営費等
	県 借 入 金 元 金	32,177	県への償還額
	県 借 入 金 利 息	7,250	県への償還額
	県 未 払 金	25,937	H23年度末現在の未払額
	公 庫 借 入 金 元 金	14,435	公庫への償還額
	公 庫 借 入 金 利 息	12,196	公庫への償還額
	公 庫 未 払 金	9,143	H23年度末現在の未払額
	分 収 交 付 金	6,954	土地所有者への分収交付金
計	179,810		
収 支 差		10,658	県借入残額（未償還額）

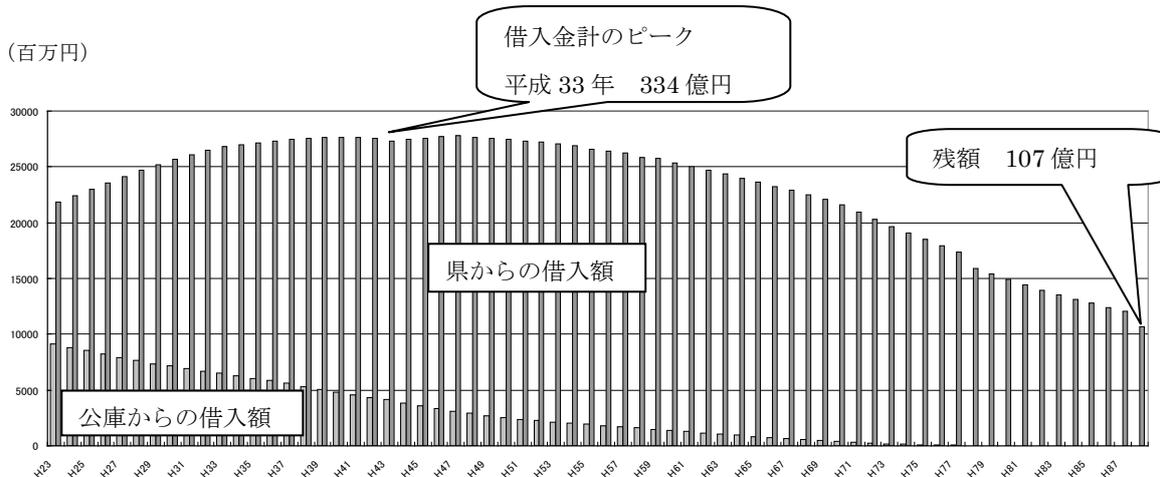
注：・公庫とは、（株）日本政策金融公庫を表します。

・算定に用いた木材価格は、長野県林務部 HP「長野県の木材市況」平成23年度によります。

・木材の平均価格の試算は次のとおりです。

$$\begin{aligned} & (\text{木材販売額計}) \div (\text{販売木材の推定材積計}) = \text{平均価格 (1 m}^3 \text{ 当たり)} \\ & 58,134,000 \text{ 千円} \div 505 \text{ 万 m}^3 \quad \quad \quad \div 11,500 \text{ 円/m}^3 \end{aligned}$$

## 借入残額の見通し（平成 23～88 年度）



### （2）木材価格の変動を仮定した場合の最終年度の借入残額の増減

長期の収支に大きく影響する木材価格については、一定額が変動した場合の収支計算の影響額を試算しました。

上記（1）の試算において、実際の木材（主に丸太）の取引価格は常に変動し、将来の価格を予想することは困難です。

このため、当該試算における木材の平均価格 11,500 円（1m<sup>3</sup> 当たり）が 1,000 円上下すると仮定した場合、平成 88 年における借入残額は、おおむね次のとおり変動することが見込まれます。

- 1,000 円（1m<sup>3</sup> 当たり）上昇 → 借入残額 72 億円（一約 35 億円）
- 1,000 円（1m<sup>3</sup> 当たり）下落 → 借入残額 142 億円（十約 35 億円）

### 【予測の基本条件】

#### （1）収入の部

- 補助金  
森林造成事業等の補助金を見込みました。
- 公庫借入金  
補助対象事業は、事業費から補助金を差し引いた額の 90%相当額を借入対象としました。非補助対象事業は、事業費の 90%相当額を借入対象としました。
- 県借入金  
総支出から補助金、公庫借入金、木材収入を差し引いた残金を借入対象としました。
- 木材収入  
「長野県の木材市況」（平成 23 年長野県林務部公表資料）の木材価格を使用しました。

木材価格		（単位：円/m <sup>3</sup> ）		
区分	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ
径 12cm～	6,800	8,600	3,900	9,300
径 14cm～	10,200	20,100	—	—
径 24cm～	12,100	20,900	9,500	12,800

## (2) 支出の部

### ■ 事業費

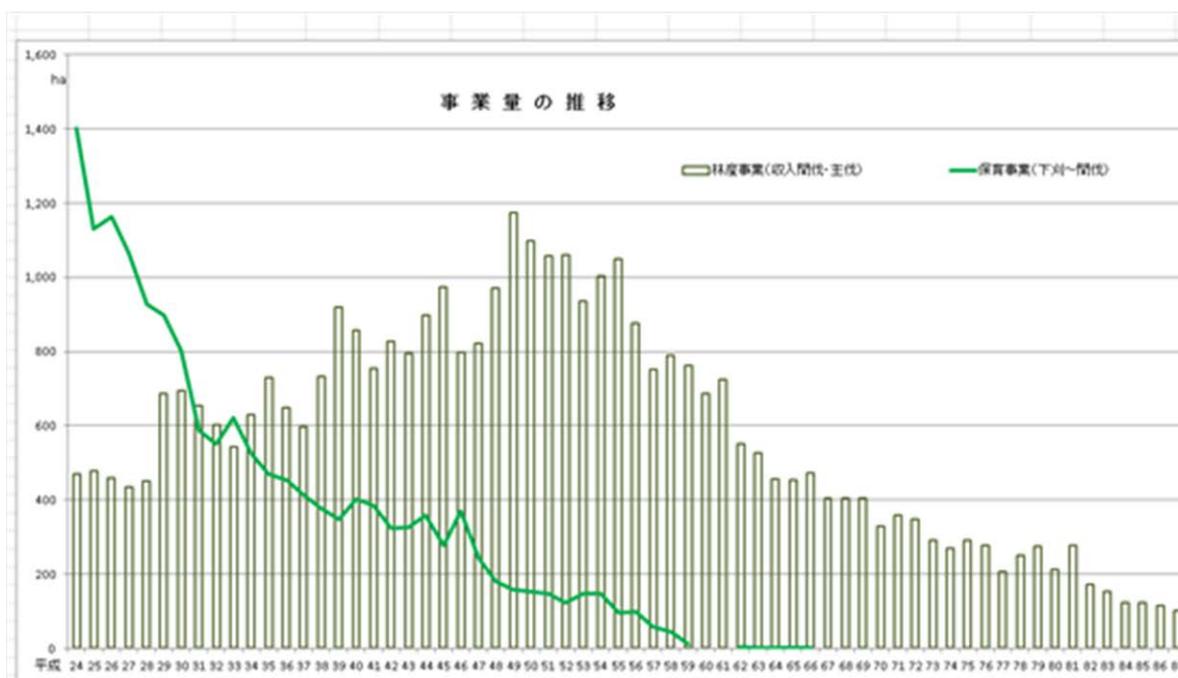
労務単価は 13,200 円（平成 23 年度長野県単価 普通作業員）としました。

森林の評価区分に対応した事業計画として、除伐、間伐などの保育事業及び間伐材の搬出や主伐などの林産事業に要する事業費を積算しました。

主な事業量（平成 24 年度～平成 88 年度）

保育事業（下刈、除伐、枝打ち、つる切、間伐等） 15,800 ha

林産事業（収入間伐、主伐） 37,700 ha



### ■ 管理費

人件費はプロパー職員の給与等であり、事務費は人件費の 30% 相当額としました。

### ■ 公庫償還金

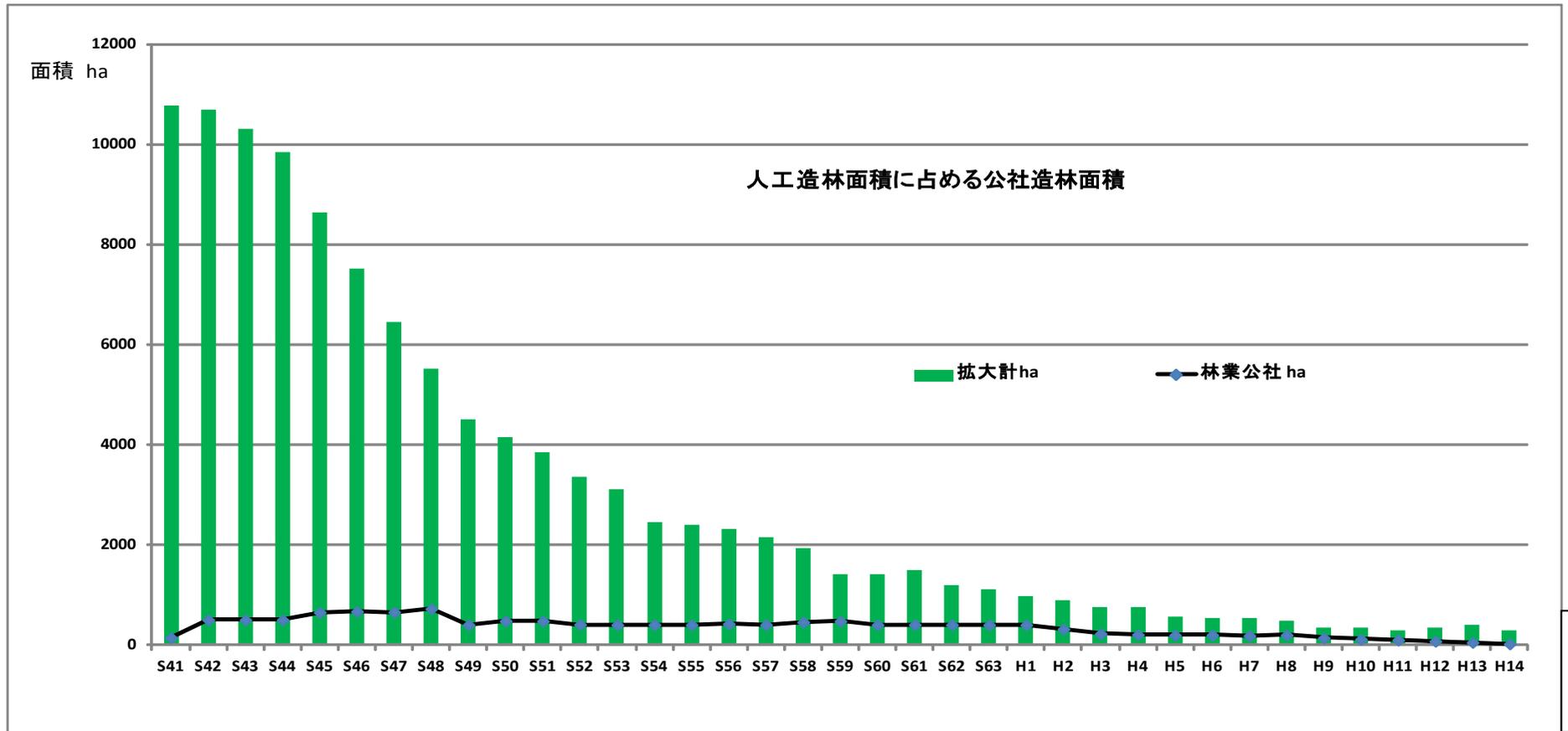
借入の利率は平成 23 年度の平均的な値である 1.16%及び 1.57%としました。

### ■ 県償還金

償還条件は、昭和 41 年から平成 9 年度までの借入金について 5%複利の 35 年据置、平成 10 年度以降については、無利子の 50 年据置き一括償還としました。

### ■ 分収交付金

分収造林契約においては、公社：土地所有者の率を 70：30 としました。分収育林契約においては契約ごとの率としました。

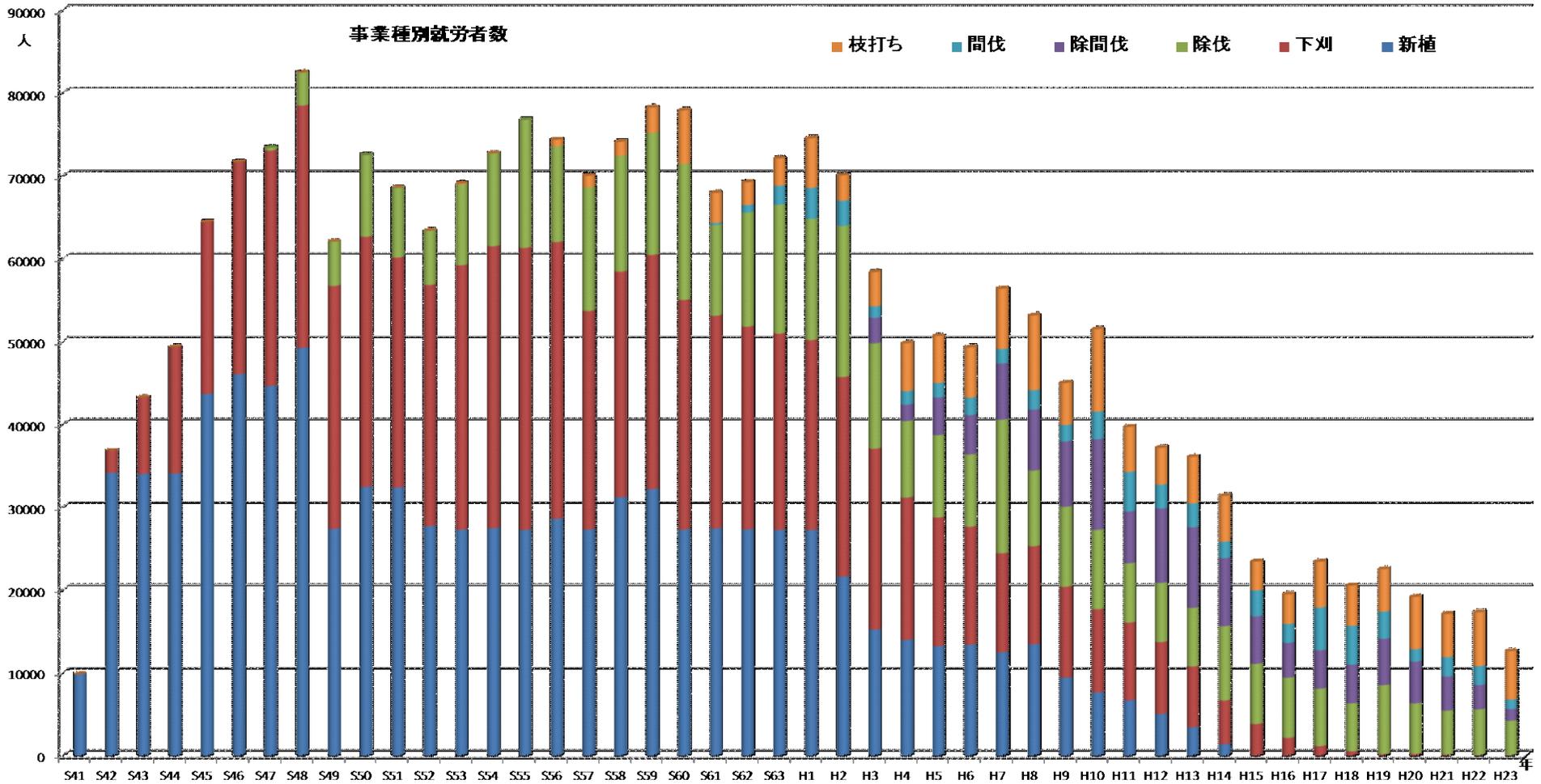


別表 1

年度	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	計/平均
公社 ha	145	502	501	501	652	669	657	725	403	478	477	408	402	404	401	421	402	457	474	402	404	402	401	401	318	224	206	195	198	184	198	139	113	99	75	51	21	13,110
公社 %	1	5	5	5	8	9	10	13	9	12	12	12	13	16	17	18	19	24	34	29	27	34	36	41	35	30	27	34	37	34	40	41	34	35	21	13	7	11

会社の役割 事業種別就労者数

林業社は契約地の森林組合と請負契約をし、昭和41年から平成14年までに13千ヘクタールの植栽を行いました。これは、山村地域89万人方々の労力で実施できました。下のグラフは、昭和41年から平成23年までの植栽（地拵え・植付）から間伐の就労者数を年度別に集計しています。年平均52千人、延べ238万人の就労者数となります。

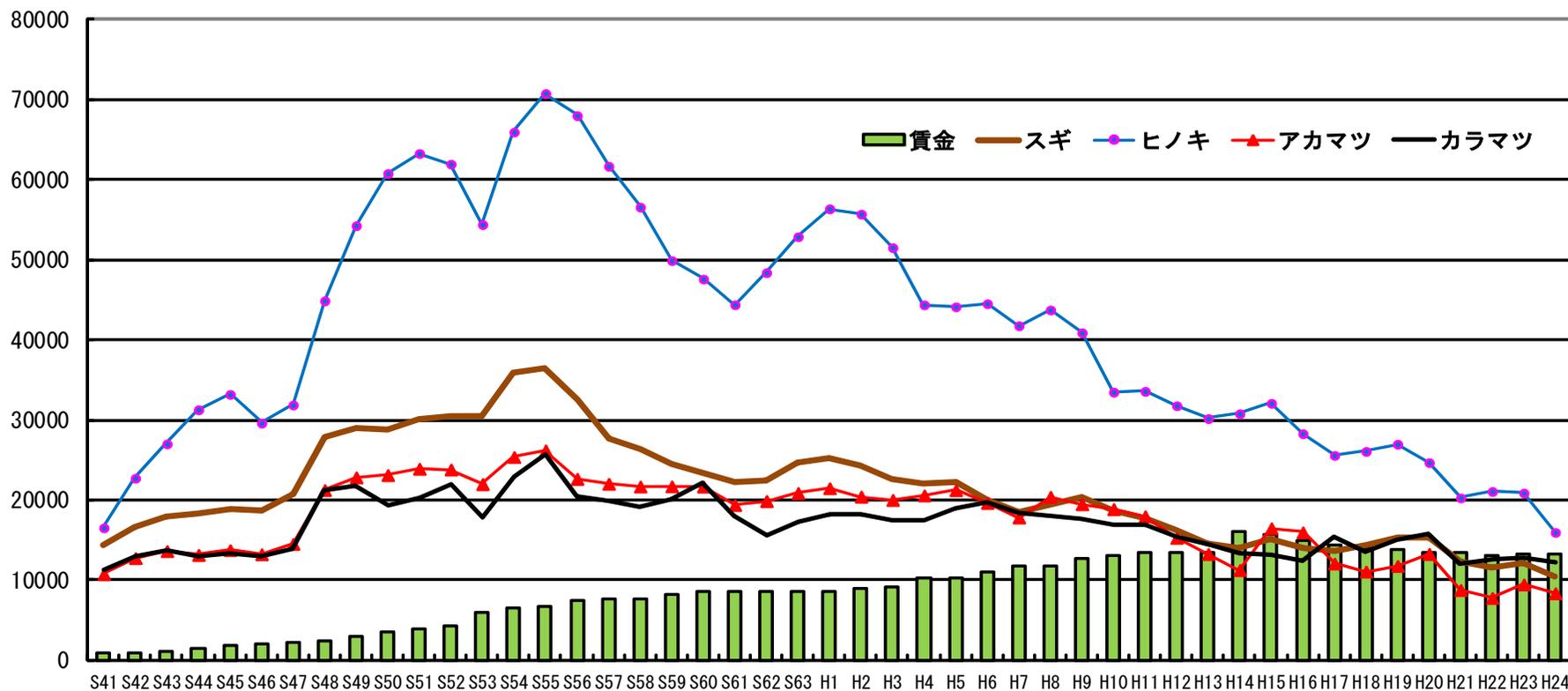


注) 本グラフの数値は、事業の請負額から各年の一日一人当たりの労務単価で割った数を就労者の人数としています。

別表2

金額 (m3/円)

昭和41年から平成24年の丸太価格の推移

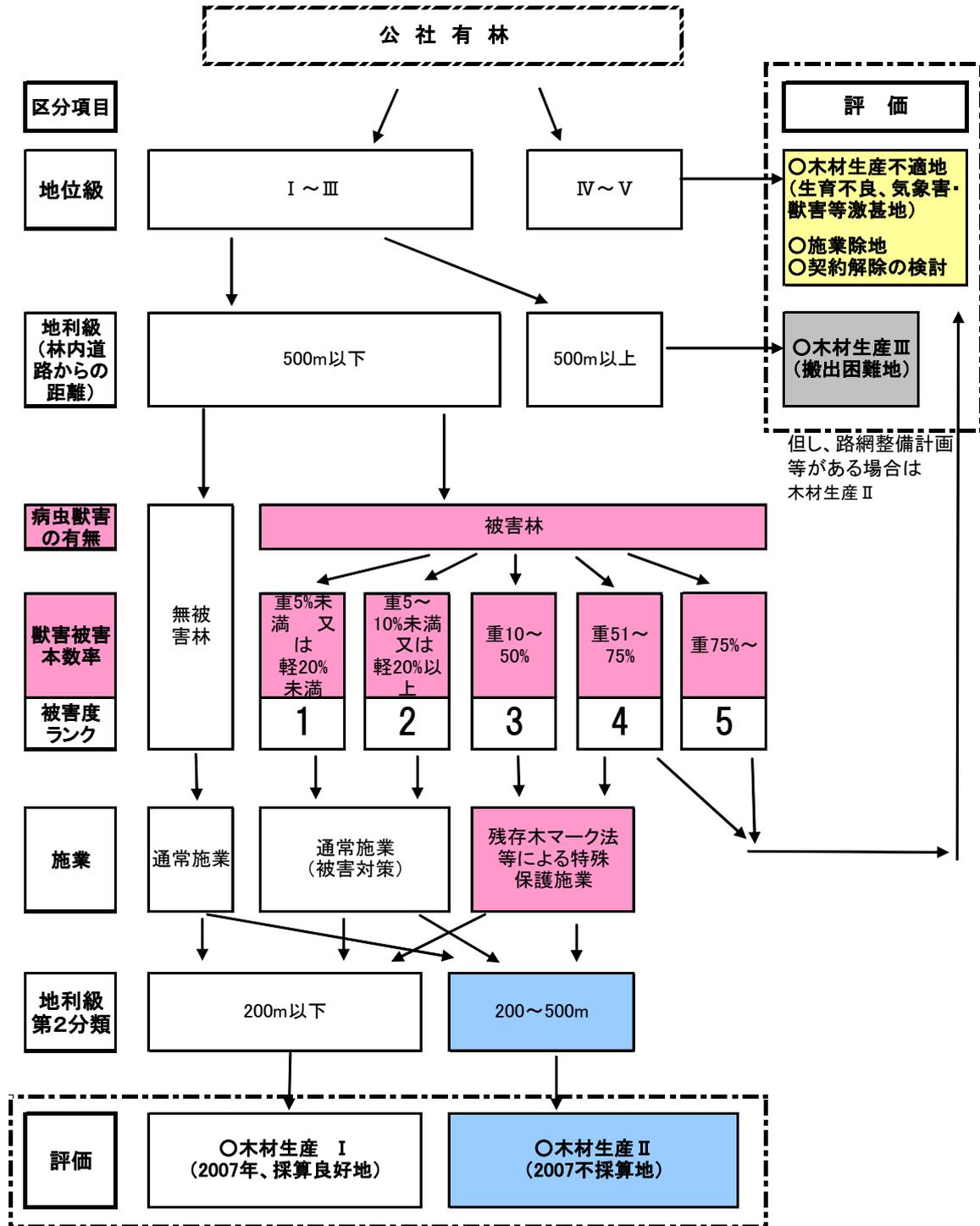


年度	S41	S45	S50	S55	S60	H1	H5	H10	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
スギ	14,450	18,960	28,730	36,460	23,400	25,170	22,150	18,600	15,200	14,000	13,600	14,400	15,400	15,400	12,300	11,500	12,100	10,500
ヒノキ	16,570	33,210	60,770	70,750	47,600	56,370	44,140	33,500	32,100	28,300	25,600	26,100	27,000	24,700	20,300	21,100	20,900	16,000
アカマツ	10,780	13,770	23,140	26,210	21,700	21,500	21,250	18,900	16,500	16,000	12,100	11,100	11,800	13,300	8,800	7,800	9,500	8,400
カラマツ	11,340	13,320	19,280	25,670	22,200	18,250	19,040	16,900	13,200	12,500	15,500	13,600	15,100	15,800	12,100	12,700	12,800	12,300

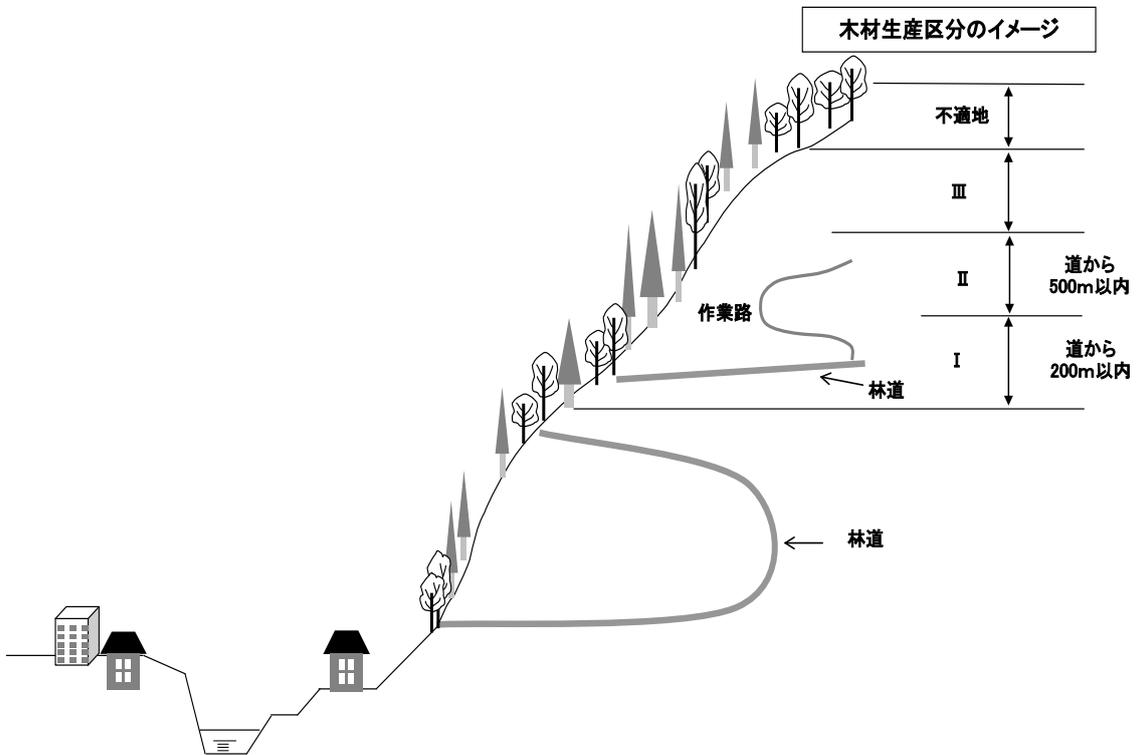
別表3

別表4

森林評価の基準



## 森林評価区分と施業体系

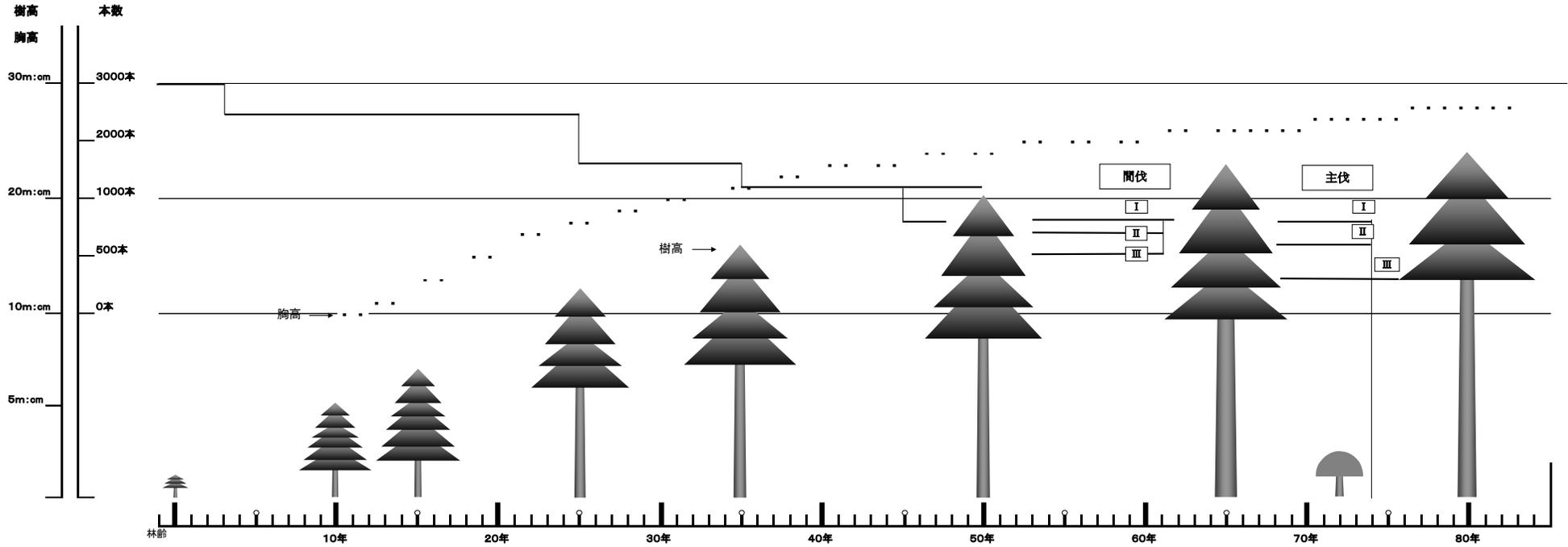


区 分	施 業 の 方 針
木材生産Ⅰ	標準の施業
木材生産Ⅱ	強度な間伐による下層植生の誘導
木材生産Ⅲ	植栽木と広葉樹の針広混交林へ誘導

木材生産 I ~ III 施業体系

ヒノキ

25



施業内容				年次	回数	数量
事業 の 種 類	植栽	1				3,000本
	下刈	1~5	5			
	除伐	10	1			
	枝打	10~20	2	2.4m		
	除間伐	10~25	2			
	間伐①	25	1			
	間伐②	35	1			
	間伐③	50	1			
	間伐④	65	1			
	主伐	80	1			

除伐	枝打	除間伐	間伐①	間伐②	間伐③	間伐④	主伐
			木材生産 I	木材生産 II	木材生産 III		
			I 1800本 25年 間伐	II 1800本 25年 間伐	III 1800本 25年 間伐		
			I 1800→1300 500本 35年 間伐	II 1800→1300 500本 35年 間伐	III 1800→1300 500本 35年 間伐		
			I 1300→1100 200本 50年 間伐	II 1300→1100 200本 50年 間伐	III 1300→1100 200本 50年 間伐		
			I 1100→800 300本 65年 間伐	II 1100→700 400本 65年 間伐	III 1100→800 500本 65年 間伐		
			I 800本 80年 主伐	II 700本 80年 主伐	III 600→100 500本 80年 主伐		

樹高	胸高	材積	本数
12 m	16cm	245m <sup>3</sup>	1800本
16 m	20cm	340m <sup>3</sup>	1300本
18 m	22cm	400m <sup>3</sup>	1100本
19 m	25cm	380m <sup>3</sup>	800本

別表5-2

\* 同様にスギ・アカマツ・カラマツ・トウヒで作成されている。

別表6

○保育等の事業計画

(単位：ha 又はm)

年度 区分	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
下刈	2	2	0	0	0
除伐	196	126	43	52	43
間伐	246	277	287	275	250
枝打	160	107	87	88	85
つる切・クズ枯殺	66	80	80	80	70
獣害防除	610	561	515	437	436
計 (ha)	1,280	1,153	1,012	932	884
作業道等開設 (m)	3,500	3,500	4,000	4,000	5,000

